

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### ○企業間の連携

継続的な対話を通じてお取引先企業の事業の内容や成長可能性、経営課題を適切に把握・分析したうえで、当行グループ企業や提携企業、外部機関とも連携し、創業支援、販路拡大、事業承継・M&Aなど、お客さまの経営課題の解決に向けた最適なソリューションを提供することで、お客さまの企業価値向上に貢献してまいります。

#### ○専門人材マッチング

お取引先業の企業価値向上に貢献するため、人材紹介会社とも連携を図りながら、経営幹部や専門人材などの採用をサポートしてまいります。

#### ○グリーン化の取組

お取引先企業の環境負荷低減に資する設備投資等を積極的に支援するとともに、非金融面においても、お取引先企業の取組みのステップに応じた最適なソリューションを提供してまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

## ②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

## ③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

## ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

## 3. その他（任意記載）

当行は、「お客さまに信頼され、親しまれる銀行として地域社会の繁栄に奉仕する」という経営理念のもと、ステークホルダーの皆さまとともに共通価値を創造し、地域社会の持続可能な発展に貢献してまいります。

2025年2月28日

株式会社大光銀行

取締役頭取 川合 昌一